（写真の撮影等の制限）

第七十条　あつせん、調停、仲裁及び裁定に関する手続の期日及び期日外に行う手続における写真の撮影、速記、録音、録画又は放送は、手続の主宰者の許可を得なければすることができない。

別記様式

8センチメートル

第　　号

［　年　月　日発行］

身分証明書

公害等調整委員会

資格

氏名

年　月　日生

上記の者は、公調委［令和　年（　）第　号］事件について、公害紛争処理法（昭和45年法律第108号）の規定により立入検査をする者であることを証明する。

公害等調整委員会

委員長　　印

12センチメートル

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

［新設］

別記様式

8センチメートル

第　　号

［平成　年　月　日発行］

身分証明書

公害等調整委員会

資格

氏名

年　月　日生

上記の者は、公調委［昭和／平成　年（　）第　号］事件について、公害紛争処理法（昭和45年法律第108号）の規定により立入検査をする者であることを証明する。

公害等調整委員会

委員長　　印

12センチメートル

附　則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。